

〈クイズで確認する〉 手形・小切手のキホン

中澤裕樹 en クリエイティブ代表

まずは、手形・小切手の性質や流通等の基本についてクイズを通して確認しましょう。



第1問

手形と小切手の違いについて述べた次の①～④のうち、誤っているものを選んでください。

- ①手形は信用証券で、小切手は支払証券となる
- ②受取人について、手形には特定の者を記載しなくてもよいが、小切手には特定の者を記載しなければならない
- ③手形には収入印紙が必要だが、小切手には収入印紙は必要ない

A 手形・小切手の共通点と異なる点を順に見ていきましょう。

手形も小切手も財産的価値のある権利を示す有価証券で、お金に代わる働きをします。そのため効力は、券面に記載された内容によって生じます。

手形法・小切手法により、必ず記載しなければならない事項が定められており、原則、それらを1つでも欠いた場合、手形・小切手として認められません。そのため「要式証券」といわれます。また、手形・小切手の権利や義務は

記載文言によって定められるため「文言証券」といわれます。

一方、手形・小切手の異なる点

で代表的なものは3つあります。1点目は、手形は「信用証券」で、小切手は「支払証券」であることです。手形は、約束した支払日にお金を支払うという信用に基づいているため信用証券といわれます。小切手は、請求されたらいつでもお金を支払うことから支払証券といわれます。

この違いは、券面上に支払期日があるかないかにも関わってきます。手形では支払日を約束するた

め支払期日の設定がありますが、小切手はいつでも支払うこととなるため支払期日の設定がありません。小切手は呈示を受けた日が支払日となり、これを一覧払いとい

●手形には収入印紙を貼付

2点目は、手形では受取人について特定の者を記載し、小切手では特定の者を記載しなくてもよい点です。小切手で特段記載がなければ、小切手を持つ者に支払うことになり、これを持参人払式とい

います。3点目は、手形には印紙税法によって定められた収入印紙が必要ですが、小切手には不要であることです。そもそも収入印紙は経済的取引の事実を証する文書に貼付されることから、支払いを約束する文書である手形には必要とされています。小切手は単に銀行等に支払いを委託する文書であるため、収入印紙は不要なのです。

以上より②③は正しく、①は誤りで、本問の正解は④です。